

笠郷地区女性防火クラブ会則

防火の誓い

◎私たちは、火の怖さ、火の大切さを認識し、自分の家庭からは絶対火事を出さないよう家庭の防火に努めます。

◎「防火はまず家庭から」・「わが家から絶対火事をださない」を合言葉に、クラブ活動を通じて、防火の輪を広げていきます。

◎地域の防災活動に積極的に参加し、火災等、災害のない「安全で安心な住みよい地域づくり」に努めます。

(名称)

第1条 このクラブは、「笠郷地区女性防火クラブ」(以下「本クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、会員が消防に対する知識を深めるとともに、家庭における火災予防につとめ、火災の無い平和な地域にすることを目的とする。

(活動拠点)

第3条 本クラブの活動拠点は、笠郷自治会館に置く。

(組織)

第4条 本クラブは養老町笠郷地区に在住する女性、または本クラブの目的に賛同する女性を以て組織する。

(分会の設置)

第5条 各地区単位に分会を設置し、分会長を置く。
(笠郷地区女性防火クラブ〇〇分会)

(活動)

第6条 本クラブは、防火の誓い及び、第2条の目的を達成するため次の活動を楽しく、かつできる範囲で行う。

(1) 火災予防の普及に関すること。

- a. 火の用心、消防教室など子ども会との連携
- b. 季節ごと火災予防週間の広報活動と技術の習得(消火器など)
- c. 住宅火災警報器などチラシ配布の啓発活動

(2) 消防知識の習得に関すること。

- a. 普通救命講習(AED など 3 時間講習)
- b. 災害図上演習 DIG

c. 災害時における避難所運営のしかたなどの講習

(3) その他必要な事項。

a. 町内、県内防火クラブと交流を深める。

b. クラブの PR 活動(消防機関や各地区の実施する行事への参加)

(役員の種類)

第7条 本クラブに次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

(役員を選任)

第8条 役員は各分会長から推薦された会員をもってこれに充てる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし再任は妨げない。

(役員任務)

第10条 会長は、本クラブを代表し統括する。

副会長は、会長を補佐し事故あるときは、その職務を代理するとともに企画する。

会計は、会務の状況及び支出処理し監査する。

(経費)

第11条 本クラブの運営経費は、笠郷地区からの交付金と養老町消防団第六分団会計により賄うものとする。

対象経費

1. 事業参加者への飲料費など
2. 防火・防災に関する知識を習得する為の研修費
3. その他会長が必要と認めた経費（印刷代・紙代など）

(簿冊)

第12条 本クラブに次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 沿革史
- (2) 規約
- (3) 会員名簿（分会毎）
- (4) 会計簿（分会毎）（区長会へ報告する。）
- (5) その他必要な書類

付則

1. この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度役員会で定める。
2. この規約は令和3年4月1日から実施する。